

諮問番号：諮問第 14 号

答申番号：答申第 14 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。年金に関する書類については、自宅に郵送された時点で処分庁に提出している。収入申告書についても、処分庁の指導を受けて記入した。提出が遅く、間違った金額が書かれていたと言われるのは納得がいかない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

法第 63 条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、（中略）すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定められている。

年金については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）において、実際の受給額を、受給月から収入として認定す

るように定められているところ、本件においては、平成 28 年 1 月からの年金額の変更（増額）を踏まえた収入認定がなされていなかったことが認められる。その結果、保護費に過払いが生じ、このことは、法第 63 条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するので、処分庁が、法第 63 条の規定に基づき、審査請求人に対し保護費の返還を求めたことに誤りはない。

保護費の過払いについては、審査請求人は、平成 28 年 2 月には年金額の増額を処分庁に報告していた旨の主張をしているが、審査請求人から増額後の年金額が確認できる資料が実際に提出されたのは、同年 6 月であると認められる。また、平成 28 年 4 月 14 日付で提出された収入申告書においても、増額後の年金額は記載されていない。収入申告書に関して、審査請求人は、処分庁の指導に従って記載した旨を主張しているが、審査請求人による署名・押印がなされた収入申告書は、最終的には、審査請求人の責任において提出されたものとみなさざるを得ない。

以上のことから、審査請求人の年金額が増額されて以後、増額後の年金額が実際に収入認定されるまでの間の処分庁の判断を誤りということとはできない。

仮に、今回の保護費の過払い発生原因が、処分庁の事務処理が適切でなかったことにあったとしても、審査請求人に対する保護費の支給は、法第 63 条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」であることに該当する。

処分庁が返還を求める額についても、その額の算定に誤りはないと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 2 月 20 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 3 月 14 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、年金に関する書類は自宅に郵送された時点で処分庁に提出しており、収入申告書は処分庁の指導を受けて記入したものであることを理由に、本件処分の取消

しを求める旨主張しているところ、法に基づく生活保護の実施に係る事務は法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点になる。なお、本件処分に係る法令及び国からの通知については、前記第3に記載のとおりである。

本件処分は、平成28年1月からの年金額の変更（増額）を踏まえた収入認定がなされていなかった結果、保護費に過払いが生じたため、処分庁が、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、審査請求人に対し保護費の返還を求めたものである。このことは、法令並びに次官通知及び局長通知に沿ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

次に、年金額の増額を踏まえた収入認定がなされていなかったため保護費に過払いが生じたことに関しては、平成28年3月10日、処分庁が、審査請求人に対し老齢基礎厚生年金の受給について確認したところ、審査請求人から既に受給手続は済んでおり同年2月分から年金が増額した旨の回答を得たこと、また、処分庁が、審査請求人に対し、年金増額分を収入認定する必要があるため、増額後の年金額が確認できる資料を提出するよう指示したことが認められる。

審査請求人は、審査請求書に添付された平成28年2月9日付けの資料を元に、同日には処分庁に対し増額後の年金額が確認できる資料として年金振込通知書等を提出した旨主張しているものと解されるが、事件記録を見る限りでは、処分庁が増額後の年金額が確認できる年金振込通知書等を受領したのは、平成28年6月であると認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

平成28年4月14日付けで提出された収入申告書においても、増額後の年金額は記載されておらず、審理員意見書のとおり、本収入申告書は、最終的には、審査請求人の責任において提出されたものといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の年金額が増額されて以降、増額後の年金額が実際に収入認定されるまでの間の処分庁の判断に誤りがあるということとはできない。

仮に、今回の保護費の過払い発生原因が、処分庁の事務処理が適切でなかったことにあったとしても、審査請求人に対する保護費の支給については、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁が返還を求める額についても、その額の算定に誤りはないと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、審査請求人は、本件処分について、年金の受給手続及び収入申告の遅滞に対する罰金の支払決定処分であると解しているともとらえられる主張をしているが、本件処分は、審査請求人における手続等の遅滞に対して罰金を科すといった性質のものではなく、先に述べたとおり、年金額の増額に伴い保護費の過払いが生じたため、過払いとなった金額について返還を求めるものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子